児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年 1 月31日

佐賀県知事 古 川

佐賀県規則第3号

児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則の一部を改正する規則 児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則(平成19年佐賀県規則第54号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

New Manager Community (Co. 1 more 11 to 100	
改正前	改正後
(定義)	(定義)

第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、│第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、 それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

用語	意義
略	
児童手当管理	出納局総務事務センター長
者	
 予算所掌課長	上 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。
3 71771 3 HA	以下「財務規則」という。)第2条第4号に規
	定する本庁等の各課の長 <u>(警察本部会計課長を</u>
	<u>除く。)</u>

それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

用語	意義
略	
児童手当管理 者	1 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、 選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、 松浦海区漁業調整委員会、議会及び教育委員 会の各事務部局並びに学校を除く教育機関に ついては、出納局総務事務センター長 2 県立学校及び市町村立学校職員給与負担法 (昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に 規定する職員が勤務する学校(以下「市町立 学校」という。)については、教育委員会事 務局教職員課長 3 警察本部及び警察署については、警察本部 会計課長
予算所掌課長	佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。 以下「財務規則」という。)第2条第4号に規 定する本庁等の各課の長

改正前	改正後	
児童手当所管 1・2 略 課長	児童手当所管 課長1・2 略 3 県立学校及び市町立学校については、教育 委員会事務局教職員課長 	
各所属長 財務規則第2条第3号に規定する本庁等の各 課、現地機関 <u>及び</u> 公の施設の長	各所属長 財務規則第2条第3号に規定する本庁等の各 課、現地機関(支所、分場等については、別に 指定するものに限る。)、公の施設及び市町立 学校の長	
2 略	2 略	

附 則

この規則は、平成26年2月1日から施行し、平成26年2月に支給する児童手当から適用する。